

2007年10月16日

頂いたご意見

憲章第7条「会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。」とあるが、「その範囲内で」は必要か、なしでも良いのではないか。

倫理委員会からの回答

「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」ことにとられすぎ、「法令や社会の規範を遵守」することを忘れることはありうることです。公序良俗に反しない限り契約は法に優先しますので、法令違反の契約はそもそも無効だといえばその通りですが、視野が狭いとそれに気づかないこともあります。「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」にあたって、「法令や社会の規範を遵守」する範囲内であることを確認することを求めているのがこの条文です。すなわち「その範囲内で」は守るべきことの優先順位を示しているもので、削除しない方が望ましい表現であると考えます。原文のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見

行動の手引5-3.<守秘義務と情報公開>「会員は、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむを得ない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であってもその情報を開示する等により、公衆の安全の確保を優先させる。」とあるが、公衆の安全上必要不可欠な情報については守秘義務はないのではないか。

倫理委員会からの回答

本来、公衆の安全上必要不可欠な情報には守秘義務があってはなりません。しかしそのような情報についても守秘義務があるかのように規定されている場合もまったくないとは言いきれません。守秘義務が課せられている情報についても、それが公衆の安全上必要不可欠な情報かどうかを自らの責任で見極め、必要不可欠な情報と判断される場合は公開を働きかける等を求めているのがこの条文です。

頂いたご意見

行動の手引3-3.<経験からの学習と技術の継承>「会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止および類似の事故や故障の未然防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努める。」のなかに「未然防止」とあるが、この言葉はおかしくないか。ダブって強調した言い方としているのか。

倫理委員会からの回答

ここでは発生したトラブルの「再発防止」と、将来起こり得るトラブルの「未然防止」

を区別しております。「防止」は必ずしも「未然」にできるわけでないことは、生じさせてしまったトラブルの「再発防止」に努めているという事実があることから明らかです。なお、この「未然防止」という用語は、品質保証活動をされている方からのご指摘に当たって修正したものであり、不自然なものではないと考えます。